

事故発生時現地リーダー等対応マニュアル

2020・4・1

東京多摩支部遭難対策要領（以下「遭難対策要領」という）に基づき、山行中に遭難事故（以下「事故」という）が発生した際に山行リーダー（山行リーダー対応不能な時はサブリーダー等、以下「現地リーダー」という）及び関係者が実施すべき事故対応マニュアルである。

◇ 事故の区分（安全登山対策規程より）

1	救助要請を必要とする事故	(1) 事故者が死亡したと思われる場合
		(2) 事故者が怪我、疾病等により自力下山が困難な場合
		(3) 天候悪化等により自力下山が困難な場合
		(4) 道迷い等により自力下山が困難な場合
		(5) 下山報告がなく、山行パーティーと連絡が取れず、安全対策委員長が遭難の恐れがあると判断した場合
2	その他の遭難事故	登山中に上記に準ずる事故に遭遇したが、自力で下山した場合

◇ 事故区分別の対応マニュアル

〔1〕 ケガ、疾病等（自力下山が可能）な事故事例〔事故区分2〕

事故対応方法（手順）		実 施 説 明
1	事故発生時の初動対応	①事故発生をメンバーに伝達 ②パーティーの行動中止とメンバーの平静を保つ ③事故発生状況を確認 ④人命優先で救助活動 ⑤事故者の許へ接近可否の確認（二次事故発生を防止）
2	◆事故者へ安全接近が可能 （事故者が自力行動できる場合）	・事故者の許へ安全接近可能であり、事故者が自力行動できる場合は、次にて対応する
(1)	メンバーに救助活動支援担当指示	・救助活動支援担当（記録、介護、通信など）をメンバー指示する
(2)	事故者容態の確認	①安全を確認して事故者の許へ（事故者の安全確保を行う） ②事故者の容態確認と応急手当を行う （別紙「事故状況連絡票」を記入）
(3)	事故者の自力行動可能を確認	・事故者容態から自力行動可能を確認（事故者本人に確認する） ※ 事故者が自力行動が困難な場合は、後記〔2〕2で対応する。
(4)	事故者がパーティーに戻る	①事故者は、メンバー支援でパーティーに戻る ②平静措置を施す
(5)	山行の継続か、途中下山かの決定	①事故者容態から、山行を継続か中止かを判断する。 ②山行の継続困難な場合は、山行を中止し自力下山する。
(6)	途中下山の場合 ・留守番担当者、山行主催部署長へ連絡	①現地リーダーは、留守番担当者（主担当）、山行主催部署長へ 事故発生のために山行中止し途中下山することを連絡する （事故内容、事故者容態、下山場所と時刻等も伝える） ②留守番担当者（主担当）連絡不通の際は、副担当に連絡する。
(7)	山行継続の場合	・特に連絡を必要としない
3	パーティー行動開始	①パーティーは行動開始する（山行継続、又は途中下山） ②メンバーは、事故者の歩行等に必要な支援を行う

4	下山した際の実施事項	・現地リーダーは、下山した際に次のことを行う
(1)	途中下山した時	①留守番担当者、山行主催部署長に、下山報告する (下山場所、事故者容態などを伝える) ②事故者に対し、必要な医療機関受診を指示する
(2)	山行継続した時	①留守番担当者、山行主催部署長に、下山報告する (事故発生したこと、事故者容態等を伝える) ②事故者に対し、必要な医療機関受診を指示する
5	ヒアリハット報告書の作成、提出	①現地リーダーは、「ヒアリハット報告書」を作成する (山行主催部署長を経由し、安全対策委員長に提出する)
別紙	事故発生時対応フロチャートⅠ (ケガ、疾病等事故対応)	・ケガ、疾病等事故発生時の対応方法(手順)のフロチャートであるので参照のこと。
◆	このマニュアルは、事故発生時の基本的な対応方法の手順書である。事故発生状況等により対応方法が異なることがあるので、マニュアルを基準にして柔軟に最良の救助方法の実施することを心掛けること。	

〔2〕ケガ、疾病等(自力下山が困難)な事故事例〔事故区分Ⅰ(1)、(2)〕

事故対応方法(手順)		実 施 説 明
1	事故発生時の初動対応	・前記〔Ⅰ〕Ⅰの「事故発生時の初動対応」と同一内容で対応する
2	◆事故者への安全接近が可能 (事故者が自力行動困難な場合)	・事故者の許へ安全接近可能であるが、事故者が自力行動困難な場合は、次にて対応する
(1)	メンバーに救助活動担当を指示	・救助活動担当(記録、介護、通信など)をメンバー指示する
(2)	事故者容態の確認	①安全を確認して事故者の許へ(事故者の安全確保を行う) ②事故者の容態確認と応急手当を行う (別紙「事故状況連絡票」を記入)
(3)	救助要請の実施	① 事故者容態が緊急医療措置が必要とする時は、直ちに救助要請を実施する。 ② 事故者が自力行動困難な時も、救助要請を実施する。 ③ 救助要請方法は、後記4を参照のこと。 ※ 事故者が自力行動可能な時は、前記「Ⅰ」2で対応する。
3	◆事故者への安全接近が困難 (パーティーでの自力救出不可能な時)	・事故者の許への安全接近が困難であり、自力救出が不可能な場合は、次にて対応する。
(1)	メンバーに救助活動担当を指示	・救助活動担当(記録、介護、通信など)をメンバー指示する
(2)	事故者の許へ安全接近困難と判断	・自力救出ができず(救助要請が必要)
(3)	救助要請の実施	・直ちに救助要請を実施する (救助要請方法は、次項〔2〕4を参照する)
4	救助要請の実施方法	① 救助要請先は、「110番」(地元警察本部)または「119番」(地元消防本部)へ電話する(地元警察署等に電話転送あり) ② 救助要請する際の留意事項 1. 携帯電話は、次の連絡先別に2台準備する。 ・山岳救助隊との連絡専用電話 ・支部との連絡専用電話(留守番担当者連絡を含む)。 2. 救助要請に必要な事項を整理すること (事故状況連絡票、登山計画書の内容を確認し、手許におく)

		3.事故現場の場所説明方法を整理する (GPS位置情報、地図ルート情報、シンボル情報、道標番号など) 4.パーティーを確認し易い情報も伝える(服装など) 5.事故現場近くに山小屋等施設がある時は、同施設にも救助要請したことを伝える。
5	事故発生連絡(支部関係者へ)	・次により、事故発生を支部関係者に連絡する
(1)	現地リーダーから留守番担当者へ連絡	① 現地リーダーは、留守番担当者(主担当)へ次の電話連絡を行う。 1.事故発生したこと(発生状況、発生場所、事故者名と容態など) 2.救助要請したこと(要請時刻、地元警察署等名称など) ② 連絡時の留意事項 1.連絡事項をメモすることを確認 2.現地リーダーの携帯電話番号を伝える ※留守番担当者(主担当)連絡不通の際は、副担当に連絡する
(2)	留守番担当者から支部関係者へ連絡	・留守番担当者は、現地リーダーからの内容を、次の支部関係者に電話連絡する 1 安全対策委員長へ連絡 2 山行主催部署長へ連絡(個人山行は除く)
(3)	安全対策委員長から現地リーダーへ (事故内容の確認連絡)	① 安全対策委員長は、現地リーダーへ電話連絡し、事故内容確認を行う 1.事故詳細内容(場所等)、事故者容態、山岳救助隊状況など 2.現地支援要員派遣の必要性など ② 安全対策委員長は、山行主催部署長へ前記①情報を伝える
(4)	安全対策委員長から支部長へ連絡 (遭難対策本部の設置協議)	① 安全対策委員長は、支部長へ事故発生、事故者容態、救助要請等の詳細を連絡する。 ② 併せて、事故対応のために「遭難対策本部」の設置を協議する。
6	「遭難対策本部」の設置決定	① 支部長は、救助要請した事故状況から「遭難対策本部」の設置を決定する ② 安全対策委員長は、直ちに遭難対策本部員を招集し、救助活動業務を開始する
7	「遭難対策本部」の活動開始	・遭難対策本部は、「遭難対策要領」に基づき救助活動業務を次のように開始する
(1)	救助活動方針決定など	① 遭難対策本部員を招集し、遭難対策本部会議を行う ② 登山計画、事故発生状況等を説明して「救助活動方針」を決定し、救助活動を開始する。 〔救助活動方針(例)〕 1 事故者救助は、救助要請した地元警察署等に委ねる 2 現地支援要員を派遣し、現地救助活動の適切対応する ③ 遭難対策要領による遭難対策本部業務の担当を決定して、業務開始する ④ 救助活動方針内容は、現地リーダーに連絡する。 (遭難対策本部を設置、現地派遣要員を派遣など)
(2)	現地支援要員の派遣	① まずは、「現地支援要員」(必要人数)を現地に派遣する 1 現地支援要員は、現地に駐在(宿泊)して現地業務を行う 2 登山計画内容、JAC会員証などの必要資料を持参する ② 現地支援要員は、次の業務を行う。 1 地元警察署等へ山岳救助活動のお願い 2 救助活動状況の情報収集と遭難対策本部への報告 3 現地リーダーとの連絡窓口

		4.救助後における事故者対応措置（医療措置等） 5.事故者家族の現地案内 6.現地におけるマスコミ等対応 7.その他、現地で実施が必要な関係業務 ③現地支援要員には、活動費を仮払いする
(3)	現地支援要員の活動開始	①現地支援要員は、地元警察署等に出向き、救助活動依頼の挨拶、必要な手続き等を協議する ②現地支援要員は、現地に駐在し、支部窓口として救助活動に関する地元警察署等と協議、情報収集等を行うこと伝える
(4)	遭難対策本部（支部内）の実施業務	①遭難対策本部（支部内）は、次の業務を開始する。 1. JAC本部遭難対策委員会への事故発生報告 2. 救助活動等情報を取り纏め（現地支援要員との情報交換） 3. 事故者家族への連絡 4. 現地支援要員との救助活動実施の指示・支援 5. マスコミ対応 6. 救助活動資金の運用管理（安全対策積立金利用） 7. その他、遭難対策要領による実施業務 ②遭難対策本部の業務実施に際し、遭難対策要領（6 条）留意事項を理解して実施する（情報管理一元化、など）
8	山岳救助隊が事故現場到着	・山岳救助隊が事故現場に到着し、次の救助活動を行う
(1)	山岳救助隊の救助活動	①山岳救助隊が事故現場に到着する ②救助要請したことを確認される（現地リーダーが対応） ③直ちに、事故者の救助活動が開始される （事故者救出、事故者容態確認、応急手当を実施する）
(2)	事故者を病院へ搬送	①事故者を病院への搬送活動を開始する ②搬送方法は、事故現場状況により山岳救助隊が決める （担架搬送、ヘリコプター搬送など） ③搬送先の病院名は、搬送終了後に山岳救助隊からに連絡が入る （現地リーダーは確認のこと）
(3)	事故発生の事情聴取	・山岳救助隊から事故発生に関する事情聴取が行われる （現地リーダー、必要メンバーが対応する）
(4)	事故現場の救助活動終了	①一連の救助活動業務が終了し、山岳救助隊は下山開始する。 ②現地リーダー等は山岳救助隊に御礼を述べて、事故現場での救助活動は終了する ③パーティーも下山開始する
9	救助活動終了後、 現地リーダーの実施業務	・事故現場の救助活動終了後、現地リーダーは次の業務を行う
(1)	搬送病院決定の連絡受信	①山岳救助隊から現地リーダーへ事故者搬送病院名の連絡がある。 ②山岳救助隊からは事故者家族への搬送病院連絡が指示される
(2)	現地支援要員への連絡	①現地リーダーは、現地支援要員へ連絡する 1. 事故者は救出され、病院搬送されたこと（搬送時刻、手段など） 2. 事故者の容態状況と、搬送病院名を伝える ②現地支援要員は、遭難対策本部へ同情報を連絡する （事故者家族へ事故者容態と搬送病院名の連絡を伝える）
(3)	現地支援要員は搬送病院へ出向く	・現地支援要員は、直ちに搬送病院へ出向く
(4)	パーティー下山、搬送病院へ出向く	①パーティーは下山後、に搬送病院へ出向く ②事故者荷物を持参する

10	搬送病院での事故者対応方法	・現地支援要員と現地リーダーは、搬送病院で次のことを実施する
(1)	事故者容態の確認	①事故者の容態（負傷、病状等）を確認する ②現地支援要員は、遭難対策本部へ容態状況が連絡する
(2)	搬送病院での治療等対応	①事故者の介護（付添い、入院時対応）は、現地支援要員と現地リーダーが協議して担当を決定する ②搬送病院における各種業務（治療、入院、治療費支払いの手続き等）は、現地派遣要員が実施する ③治療費等の支払いは、遭難対策本部で後日精算する ④現地支援要員は、搬送病院での実施内容を遭難対策本部へ報告する
11	現地対応業務終了の対応	①前記の現地対応業務が終了後、パーティーメンバーは帰宅を開始する（遭難対策本部へ報告） ②現地支援要員、現地リーダーは、次の業務に対応する 1. 地元警察署等（山岳救助隊）関係機関への御礼挨拶 2. マスコミ対応（現地支援要員が対応） 3. 事故者家族の現地到来時の対応（搬送病院案内等） ③一連の現地対応業務終了後、遭難対策本部に連絡し、現地支援要員、現地リーダーは帰宅する。
12	遭難対策本部（支部内）の業務	・遭難対策本部（支部内）は、救助活動中、救助活動終了後において次の業務を実施する
(1)	救助活動中の業務	①現地支援要員からの救助活動情報の収集、取り纏め ②遭難対策本部（支部内）実施業務の情報収集、取り纏め ③現地支援要員に対する救助活動の指示、支援 ④事故者家族への連絡 1. 事故発生と救助活動状況 2. 事故者容態、搬送病院、病院案内と連絡先（現地支援要員） 3. 家族介護等の必要性などの情報 ⑤その他前記 7(4)に記載する業務
(2)	現地救助活動終了後の業務	①救助活動に係る情報の集約 （遭難対策本部担当から情報収集、事故報告書の纏めに利用） ②救助活動費用の精算処理 1. 各担当の救助活動費用を収集（事故者負担、支部負担の区分） 2. 事故者加入山岳救助保険請求業務の支援 3. 救助活動費用の事故者負担金精算処理（事故者等と協議） 4. 安全対策積立金の精算処理 ③事故者への見舞い（必要の都度） ④地元警察署等への礼状送付 ⑤その他、事故発生に関する必要業務の実施
13	事故報告書の作成と提出等	①現地リーダーは「事故報告書」を作成する ②事故報告書は、必要な救助活動等情報を遭難対策本部から収集して取り纏める ③事故報告書は、山行主催部署長を経由し（個人山行除く）、安全対策委員長に提出する ④遭難対策本部は、現地リーダーに対し必要があれば「事故報告会」を実施することを指示する
14	遭難対策本部の解散	・上記の救助活動業務が全て終了した際、支部長は「遭難対策本部」を解散する

15	◆「遭難対策本部を設置しない時」の救助活動業務の実施方法	・発生した遭難事故が軽症等（救助活動が当日中に終了する等）の場合、支部長は遭難対策本部を設置せずに救助活動を行うことが出来る。その際の救助活動業務は、次により実施する。
(1)	遭難対策本部を設置しないことの決定	①前記項番5(3)により、安全対策委員長が現地リーダーに対し事故内容確認した際、「軽症等事故」と判断して支部長に報告する ②支部長は、「遭難対策本部」を設置せずに、救助活動を実施することを決定する ③安全対策委員長は、現地リーダー及び山行主催部署長（個人山行除く）に、「遭難対策本部」を設置せずに救助活動することを連絡する
(2)	現地救助活動の実施方法	①現地救助活動の実施方法は、遭難対策本部設置の場合と同一である （現地救助活動は次の業務であり、前記項番1～11を参照する） 1.事故発生時の初動対応 2.事故者容態の確認 3.救助要請の実施 4.事故発生の連絡（支部関係者へ） 5.山岳救助隊の救助活動（事故者の病院搬送、等） 6.現地救助活動終了後の現地リーダー実施業務 7.搬送病院での事故者対応方法 8.現地対応業務終了後の対応 ②但し、「現地支援要員」の派遣がないので、遭難対策本部設置時の「現地支援要員」の実施業務は、現地リーダーが対応する
(3)	支部内での救助活動業務の実施	・支部内実施の救助活動業務は、次のように支部担当委員会等が実施する 1.現地リーダーとの連絡窓口（安全対策委員会が担当） 2. JAC 遭難対策委員会へ事故報告（安全対策委員会が担当） 3.事故者家族へ事故発生連絡（原則、現地リーダーが担当） 4.事故報告書の作成（山行主催部署と現地リーダーが担当）
別紙	事故発生時対応フロチャートI （ケガ、疾病等事故対応）	・ケガ、疾病等事故発生時の対応方法（手順）のフロチャートであるので参照のこと。
◆	このマニュアルは、事故発生時の基本的な対応方法の手順書である。事故発生状況等により対応方法が異なることがあるので、マニュアルを基準にして柔軟に最良の救助方法の実施することを心掛けること。	